

中学校区一貫教育校園 玉野市立八浜小学校 いじめ防止基本方針(概要)

いじめに関する現状と課題

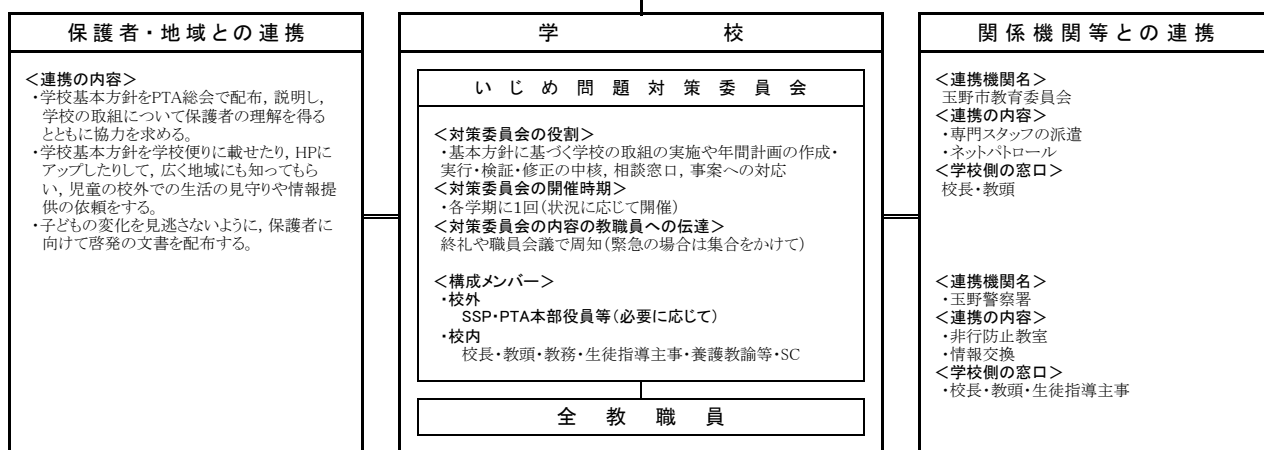
- ・本校の児童は、まじめで落ち着いた生活をしており、人間関係も比較的良好である。しかし、各学年1学級で、1年生から6年生までクラス替えない固定されたメンバーの中で、良好な人間関係を維持していくことができるかどうか心配である。
- ・情報通信のツールについては、自分用の携帯・スマホを持っている児童はほとんどいないが、護身用に持たせたいとか場面によっては必要だと考えている保護者がいるが、通信機能のついたゲーム機や音楽再生ツールを所持している児童もあり、その保護者はその機能を十分認識していないのが津城である。
- ・いじめを未然防止するためには、教職員が「いじめはどの学級でも、いつでも起こりうる」という危機感をもって、基本方針を十分理解し積極的に推進していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許さない」という考えのもと、本校では、「いじめ」の未然防止に全力を尽くす。そのためには、道徳教育の充実を始め、様々な教育活動を総合的に実践するなかで、望ましい人間関係づくりや豊かな情操を育む取組を行うとともに、規範意識の醸成を推進していかなければならない。また、家庭での子どもの様子の変化等も見逃さないようにするために、日頃から保護者との連携を密にしておく。
- ・いじめの早期発見のためのアンケート調査やその後の早期対応、ならびに情報の共有と教職員の連携を強化していく。

<重点となる取組>

- ・いじめのアンケート調査だけに頼らず、日頃の子どもの様子の変化を見逃さないようにするなど、実態把握に努める。気になる案件については、教職員全体で共通理解のもとに対応する。
- ・道徳教育の推進や学級を基盤とした人間関係づくり、豊かな情操を育む学校行事の推進等、日常的な取組を積み重ねることによって子どもの心を育てる。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	○道徳教育・人権教育の充実 道徳の授業参観日の実施、学校便りや学年便り等での啓発、言語環境の改善と充実 ○体験活動等の教育活動の推進 異年齢集団での遊びや関わりの推進(わくわく活動)、地区児童会の指導、文化的行事の充実、ボランティア活動の推進 ○児童の主体的な活動の推進 学校行事への主体的な参加を促す指導、人権集会、委員会活動での取組 ○情報モラル教育の推進 外部講師を招いての指導、PTA研修会との連携 ○学力保障と学級集団づくり 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善、言葉の力を養う授業の工夫、補充学習の推進(算数教室等)、学級活動の工夫 ○教職員の資質の向上 いじめ問題に関する校内研修、校外での研修参加による自己研鑽 ○地域や家庭との連携 学校支援ボランティアの募集、子ども学級や放課後児童クラブの関係者との連携、保護者との連携
② 早期発見	○教育相談体制の充実 教育相談週間(6月・10月)、いじめに関するアンケート調査(各学期)、校内外の連携(教育相談担当・SC・SSP) ○校内の情報共有体制の構築 ケース会議と全職員への報告、定期的ないじめ問題対策委員会の実施 ○地域や保護者への情報提供依頼 学校通信(保護者向けの学びの広場「羅針盤」)での啓発、学校評価委員会や学校評議員会等での呼びかけ ○日々の観察
③ いじめへの対処	○事実の明確化 本人および関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを講じて事実を明らかにする。 基本的に、保護者に来校してもらるか家庭訪問をして、事実を伝える。 ○組織的な対応の検討 組織的な対応をするため、いじめ問題対策委員会を開催する。(正確な実態把握、関係教員との情報の共有、関係機関との連携等を明確にする。) ○被害児童への支援 被害を受けた児童の心に寄り添った支援に取り組み、SC等の専門家の協力を得て、児童が安心して登校できる状況をつくる。 ○加害児童への指導と支援 毅然とした対応で指導し、保護者にも事実を明確に伝えて家庭での見守りや指導の協力を要請する。いじめという行為に至った根本的な要因の解決にも取り組む。 ○集団への指導 いじめには、集団構造(加害者・被害者・傍観者)があることを理解させ、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害児童を支えることができる風土を構築する。 * 重大な案件の場合 学校・教育委員会・弁護士・警察等、多様な外部支援機関や人材を積極的に活用して、問題の解決に努める。